

平成 24 年（ワ）第 328 号、平成 25 年（ワ）第 59 号 志賀原発運転差止請求事件
原告 北野進 外 1 2 4 名
被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (9)

(第 5 準備書面に関して)

平成 25 年 10 月 1 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 岩 淵 正 明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

| 番号 | 標目 | 原写 | 作成者 | 作成日 | 分類 | 立証趣旨等 |
|----|--------------------------------------|----|-----------------------|------------|----|--|
| A5 | 志賀原子力発電所基準地震動 S_s の策定について (コメント回答) | 写 | 北陸電力株式会社 | H21. 1. 29 | ③ | 第 5 準備書面「第 5 被告の想定する『震源を特定せず策定する地震動』の過小性」関連 被告が策定した「震源を特定せず策定する地震動」の内容 |
| A6 | 邑知潟断層帯の長期評価について | 写 | 地震調査研究推進本部 地震調査委員会 | H17. 3. 9 | ③ | 第 5 準備書面「第 5 被告の想定する『震源を特定せず策定する地震動』の過小性」関連 「震源を特定せず策定する地震動」で想定する地震動を断層モデルを用いて検討する場合には、断層傾斜角を邑知潟断層帯と同じ 30 度にすべきであり、被告が想定した 45 度は過小であること |

| | | | | | |
|----|----------|---|---------------------|------------|---|
| B1 | 国会事故調報告書 | 原 | 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 | H24. 9. 30 | <p>③ 第5準備書面「第3新耐震設計審査指針策定過程の問題点」の「2活断層の評価期間に関連する議論」及び「3『震源を特定せず策定する地震動』に関する議論関連</p> <p>電事連の資料の中に、事業者が規制側に働きかけを行っていたことを示す以下の記載があったこと。</p> <p>「耐震設計審査指針への対応について電事連資料には以下のように記載されており、電気事業者の意見が委員を通じて、耐震指針検討分科会に提示されたことが認められる。『特定委員をサポートし、(活断層の評価期間が) 5万年で十分であることを主張していただくが(電力意見は先生からのコメントとして分科会提示予定)、併せて、現実の活断層のうち、調査・評価のプラクティスを無視している「13万年」案の代案として、現実に運用可能で、合理的評価により既存発電所への影響も少ない代案を検討し、同様に特定委員から分科会で提示いただく予定。また、活断層専門家の合意は必須であるため他委員への説明を平行して実施 「震源を特定せず策定する地震動」を450Galで抑えたいが、もっと大きくすべきと主張する委員がいることに関して原子力で考慮している地震動が一般の設計や防災で考慮している地震動と比べ同等以上であることを主要委員に説明していく』(510～511頁)</p> |
|----|----------|---|---------------------|------------|---|

| | | | | | |
|----------|--|---|------|-------|---|
| B 121 | 科学2012年8月 号「電力会社の『虜』 だった原発耐震指針 改定の委員たち」 | 写 | 石橋克彦 | H24.8 | ③ 第5準備書面「第3新耐震設計審査指針策定過程の問題点」の「4原子カムラによって無視された国民の声」と「5小括」関連 石橋克彦の主張が、既設炉の運転継続ができなくなることを避けるために原子カムラによって無視されたこと（846頁）。また、石橋克彦が「震源を特定せず策定する地震動」について以下のように批判していること。「『震源を特定せず策定する地震動』は、『震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に（中略）基準地震動S _s を策定することとする」とされている。しかし、これは恣意性と過小評価を許す規定である。具体的な策定値は申請者にまかされるが、電力会社側の日本電気協会が示した加藤ほか（2004）という『模範解答』では、M7級地震の強い地震動記録をすべて『活断層と関連付けられる』と屁理屈をつけて参照から排除し、M6.6までの地震の揺れしか用いていない。」 |
|----------|--|---|------|-------|---|

| | | | | | | |
|----------|--|---|-----------------|------------|---|--|
| B 144 | 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 | 写 | 原子力安全委員会 | H18. 9. 19 | ③ | 第5準備書面「第2『震源を特定せず策定する地震動』の概要及び趣旨」関係 「震源を特定せず策定する地震動」の内容及び解説（5～6頁）。 |
| B 145 | 週刊文春「内部告発もモミ消す 経産省、原子力保安院との黒い癒着」と題する記事 | 写 | 株式会社文藝春秋 | H23. 3. 31 | ③ | 第5準備書面「第3新耐震設計審査指針策定過程の問題点」の「1はじめに」関連 原子力行政における事業者、官僚、学者の関係について、NPO法人原子力資料情報室共同代表の山口幸夫氏が以下のようにコメントしていること。 「原子力行政には産・官・学の“鉄の三角形”があると言われていました。一つは東電をはじめとする電力会社。二つ目は、それを監督する経済産業省の原子力安全・保安院や内閣府の原子力委員会などの行政機関。そして最後の一角が原子力導入の知恵袋と言える学者たちです。彼らには原発を推進するという共通の目的があり、利害関係も一致している。それが癒着を生む温床なのです」 |
| B 146 | 震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベル～日本地震工学会論文集より～ | 写 | 加藤研一ほか | H16 | ③ | 第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」関連 被告が志賀原発の「震源を特定せず策定する地震動」を策定する際に参考とした加藤スペクトルの内容 |
| B 147 | 震源を特定せず策定する地震動の設定に関する報告書 | 写 | 独立行政法人原子力安全基盤機構 | H21. 3 | ③ | 第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の(2)及び「第6『震源を特定せず策定する地震動』としてM7. 3の地震を想定することの合理性」の「3 JNESの報告書による想定」関連 「加藤ほか」について、原子力安全基盤機構内において①調査した震源を事前に特定できるとした地震の周辺活断層との関連付けの根拠が明確でないこと、②対象とした地震及び震源近傍の地震動観測記録数が少ない等の批判が出されたこと（3頁）。鳥取県西部地震は「明瞭な痕跡とみなすかどうか判断が難しく意見が分かれている地震」に分類されたこと（4頁、11頁）。 |

| | | | | | | |
|----------|---|---|------------|-------------|---|--|
| B 148 | 新版 活動期に入っ た地震列島 (抄) | 写 | 尾池和夫 | H19. 12. 6 | ③ | <p>第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の「2『加藤ほか』の根本的欠陥」関係</p> <p>兵庫県南部地震は神戸側で震源断層が地表まで達しておらず、「震源を特定せず策定する地震動」において参照すべき地震であること。</p> <p>本書面53頁に第5準備書面9～11頁において引用した部分の記載がある。</p> |
| B 149 | 活断層大地震に備え る | 写 | 鈴木康弘 | H13. 12. 20 | ③ | <p>第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の「2『加藤ほか』の根本的欠陥」関係</p> <p>兵庫県南部地震では、神戸においては明瞭な地表地震断層の変位が生じなかったため、神戸でトレンチ調査をしても地震が存在したことがわからないことについて、以下の記載が存在すること。「神戸で将来トレンチ調査をしたら、1995年の明瞭な地震断層はみつからない。すなわち、神戸においては明瞭な地表地震断層の変位が生じなかったため、神戸でトレンチ調査をしても、この地震が存在したことはわからない。過去の断層活動を調べる場合に同様のことがあり得る。十分明瞭な地震断層が現れた地点で調査を行わないと、地震そのものを見過ごす。このことは深刻な問題であろう。」</p> |
| B 150 | 2000年10月6 日鳥取県西部地震に 伴う地震断層の緊急 調査～地震ニュース 555号より～ | 写 | 吉岡敏和ほ か | H12. 11. 14 | ③ | <p>第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の「2『加藤ほか』の根本的欠陥」関係</p> <p>同論文では下記のような記載があり、鳥取県西部地震では、地表で直接断層面が観察されるような地震断層は確認されなかったこと。「今回の調査の結果、地表で直接断層面が観察されるような地震断層は確認できなかったものの、複数の地点において断層の左横ずれ変位の結果生じたと考えられる地表の変形が確認された。これらの変形が確認された地点は、震央および余震分布のごく近傍であり、また想定される変位のセンスおよび方向が地震学的に求められた震源の破壊機構と一致することから、震源断層の変位が直接的または間接的に地表に現れ</p> |

| | | | | | | |
|----------|---------------------|---|-------------|-----------|---|--|
| | | | | | | た可能性が高いものと考えられる。」(11頁) |
| B 151 | 2000年鳥取県西部地震の地震断層調査 | 写 | 伏島祐一郎 ほか | H13.9.5 | ③ | <p>第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の「2『加藤ほか』の根本的欠陥」関係</p> <p>伏島祐一郎氏は調査の結果、鳥取県西部地震について以下のような見解を述べており、鳥取県西部地震は活断層が確認できない場所で起こる地震として「震源を特定せず策定する地震動」で考慮すべき地震であること。「今回の地震を、『活断層でおこらなかった地震』または『未知の活断層で発生した地震』(島崎、2001)とする見解もある。一方、井上ほか(2001)は、地震後に震源域とその周辺地域の空中写真判読を行い、不明瞭ながらも活断層を見出すことは可能であったとしている。いずれにせよ、$M_j = 7.3$の地震を起こす活断層として期待されるような、明瞭な活断層地形が震源域に存在しているとは言い難い。ひるがえって、今回の地震で生じた地震断層に沿って、今回と同程度の変位が繰り返し生じた場合、明瞭な活断層地形が形成されるであろうか。たとえ短い再来間隔を考えたとしても、そのような可能性は低いと思われる。」(11頁)</p> |
| B 152 | 原発震災 | 写 | 石橋克彦 | H24.2.14 | ③ | <p>第5準備書面「第2『加藤ほか』の恣意性と過小性」の「2『加藤ほか』の根本的欠陥」関係</p> <p>中越沖地震の際、柏崎・刈羽原発で観測された最大加速度は1699Galにのぼり、下記の記載のとおり加藤スペクトルの過小性が実証されたこと。</p> <p>「柏崎刈羽原発で1699Galを記録した中越沖地震を活断層調査から事前に特定し、その地震動を予測することは、発生後でさえ活断層との対応関係を誤っているから、困難だろう。だから活断層が確認できなくても、$M7.3$程度までの内陸地震の地震動記録をすべて参照して、十分大きな基準地震動を設定すべきなのである。」(190頁)</p> |
| B | 空中写真による活断 | 写 | 松田時彦ほ | S52.11.24 | ③ | 第5準備書面「第6『震源を特定せず策定する地震 |

| | | | | | | |
|----------|-----------------------------------|---|-----------|----------|---|--|
| 153 | 層の認定と実例 | | か | | | <p>動』としてM7.3の地震を想定することの合理性」 関連</p> <p>松田時彦氏は同論文において下記の記載のように述べており、北丹後地震は活断層が確認できない場所で起きた地震として、「震源を特定せず策定する地震動」を策定する際に考慮すべき地震であること。「この写真から、地形的に北丹後地震の地震断層線を見出すことは、そのごく一部分をのぞいて困難である。(中略)このような地形的特徴は、これが左ずれ性の活断層であると疑うに十分である。しかし、上記のような特徴を示すのは写真上端部の1～2kmだけであって、それ以南では明瞭でないので、これだけで活断層と断定することはできない。(中略)これが差別侵蝕によって生じた組織地形の可能性も否定できないからである。」(491頁)</p> |
| B 154 | 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会(第5回)議事録 | 写 | 中央防災会議事務局 | H14.6.12 | ③ | <p>第5準備書面「第6『震源を特定せず策定する地震動』としてM7.3の地震を想定することの合理性」の「2中央防災会議における議論」関連</p> <p>同会議において事務局から第5準備書面24頁で引用したように、M7.3以下の地震はどこでも発生する可能性があるとの説明がなされたこと。</p> |
| B 155 | 文藝春秋「原発事故失敗の本質 圧殺された『警告』」と題する記事 | 写 | 柳田邦男 | H24.5 | ③ | <p>第5準備書面「第6『震源を特定せず策定する地震動』としてM7.3の地震を想定することの合理性」の「2中央防災会議における議論」関連</p> <p>中央防災会議においては、専門家が最新の知見に基づき出した結論に対して国が圧力をかけ、国にとって都合の良い結論が出されていたこと。</p> |
| B 156 | 文藝春秋「原発事故失敗の本質 保安院『消せない罪』」と題する記事 | 写 | 柳田邦男 | H24.6 | ③ | 同上 |